

全国都市公園整備促進協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、全国都市公園整備促進協議会（以下「協議会」と称する。）という。

(組 織)

第2条 協議会は都市における公園緑地を整備し、都市環境の改善と充実に熱意ある都道府県及び市町村をもって組織する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局を東京都千代田区岩本町三丁目9番13号岩本町寿共同ビル一般社団法人日本公園緑地協会内におく。

(目 的)

第4条 協議会は、加盟地方公共団体が協力して、公園緑地問題を総合的に研究して、公園緑地整備を図るための税財政上の具体的方策を推進することをもって目的とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	10 名以内
理 事	40 名以内
監 事	2 名以内

2 会長、副会長、理事及び監事は、加盟地方公共団体の長のうちから総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、後任者が決定するまではその職務を行うこととし、また、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、役員が選任時における所属団体の職を去ったときは、退任したものとみなす。

(役員の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会の事業に参画し、これを推進する。

4 監事は、協議会の業務及び会計につき監査を行う。

(運営委員会等の設置)

第6条の2 協議会の事業を推進するため、運営委員会及びその他の委員会を設置することができる。

2 運営委員会及びその他の委員会の委員長は会長が委嘱する。

(会 議)

第7条 総会及び役員会は、必要のつど会長が招集する。

2 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

(会 計)

第8条 協議会の会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

2 協議会の運営に要する経費は、加盟地方公共団体が年会費として、次により分担する。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 人口 200 万人以上の都道府県 | 4 万 2 千円 |
| (2) 人口 200 万人未満の都道府県 | 2 万 5 千円 |

(3) 市（東京都特別区を含む） 4 万 2 千円

(4) 町・村 2 万 5 千円

3 協議会の事務局に、出納責任者をおく。

4 出納責任者は、会長がこれを委嘱し、協議会の会計をつかさどる。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 45 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 46 年 09 月 30 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 52 年 08 月 11 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 54 年 08 月 09 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 56 年 07 月 28 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 57 年 07 月 28 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、昭和 59 年 07 月 04 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 元年 07 月 28 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 9 年 07 月 11 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 10 年 07 月 28 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 15 年 07 月 10 日から施行する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 19 年 07 月 03 日から施行し、平成 19 年度会費から適用する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 22 年 07 月 27 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 22 年 6 月 1 日から適用し、第 8 条第 2 項の年会費は平成 22 年度会費から適用する。

附 則（施行期日） この会則は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。ただし、法人名の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用し、事務局の住所の規定は平成 24 年 6 月 1 日から適用する。